



今月の写真:

内沼・伊豆沼にて

photo by Yoko Kadota

ポスト過払請求?! 未払残業代請求訴訟(1)

雇用環境の厳しさが増すなか、『未払残業代請求』の請求に関して、すでに首都圏では労働者に向けたCMや電車広告を出すなどの専門家の動きが始まっているようです。事業主にとっては極めて耳の痛い話題ですが、しっかり現実を受け止めて対応していく必要があります。

まず、未払賃金の請求根拠について、労働基準法の根拠条文を確認しておきましょう。

第114条(付加金の支払)

裁判所は、第20条(解雇予告手当)、第26条(休業手当)若しくは第37条(割増賃金)の規定に違反した使用者又は第39条第6項(年次有給休暇中の賃金)の規定による賃金を支払わなかった使用者に対して、労働者の請求により、これらの規定により**使用者が支払わなければならない金額についての未払金**のほか、これと**同一額の付加金**の支払を命ずることができる。ただし、この請求は、違反のあった時から**2年以内**にしなければならない。

第115条(時効)

この法律の規定による**賃金(退職手当を除く。)**、**災害補償その他の請求権は2年間**、この法律の規定による退職手当の請求権は3年間行わない場合においては、時効によつて消滅する。

また、<監督署への申告>の根拠は次の条文です。

第104条(監督機関に対する申告)

事業場に、この法律又はこの法律に基いて発する命令に違反する事実がある場合においては、労働者は、その事実を行政官庁又は労働基準監督官に申告することができる。

残業代請求を行う場合、事業主宛に弁護士等が

- ・労働基準法108条に基づく『賃金台帳への労働時間数の記入義務』
- ・『労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準』により事業主に求められている「始業・終業時刻の確認・記録」

に基づく資料の開示請求が行われる可能性が高く、これらの資料がなければ、使用者の管理に対して指摘を受けることになります。

今後、監督行政はますます厳しくなることが予想されます。引き続き、情報をお届けしていきます。(続)

今月の写真 ~Kadota-office staffs が贈る季節の風景

1月末、とてもよいお天気だったので、思い切ってドライブ~白鳥と雁に会いに伊豆沼・内沼に出かけてきました。風は強かったものの、すばらしい景色・おいしい空気にすっかりリフレッシュして帰ってきました。波打ち際は少し氷がはっていましたが、白鳥や雁はそんな冷たい水もなんのその!優雅に水遊びを楽しんでいました。どんな耐寒機能を持っているのだろう...などと考えながら、帰ってきました。夕方、一斉に雁が返ってくる「帰帰」は見ものだそうです。ぜひ防寒対策を万全にして足を運んでみてください。

今回から随時、残業代訴訟について記事をお届けしていきます。「自分の会社は大丈夫」と信じたところですが、情報があふれる時代、何があるかわかりません。当事者意識をしっかり持ち、対策を講じていくことが大切です。ご心配があれば、どうぞいつでもご相談ください。

仕事・上司・年収に対する正社員の「満足度」

株式会社NTTデータ経営研究所が、インターネットを利用して12月上旬に実施した「ビジネスパーソンの就業意識調査」(企業で正社員として働く1,038人が回答)の結果を発表しました。

ここでは、このアンケート結果のうち、正社員にとっての仕事・上司・年収に対する「満足度」などの項目について見ていきたいと思います。御社の社員の方の「満足度」は以下の結果と比べていかがでしょうか?

◆「現在の仕事にどの程度満足しているか?」

「大いに満足している」(8.3%)、「どちらかといえば満足している」(53.4%)と回答した人を合わせると、約6割(61.7%)の人が、現在の自分の仕事に満足していることがわかりました。

◆「現在の上司にどの程度満足しているか?」

「大いに満足している」(9.7%)、「どちらかといえば満足している」(45.7%)と回答した人を合わせると、5割以上(55.4%)の人が、職場における自分の上司に満足していることがわかりました。なお、「大いに不満がある」と回答した人は15.8%でした。

◆「現在の収入にどの程度満足しているか?」

「大いに満足している」(2.6%)、「どちらかといえば満足している」(33.8%)と回答した人を合わせると4割以下(36.4%)でした。収入面に関しては満足していない人が多いことがわかります。なお、「大いに不満がある」(20.6%)と「どちらかといえば不満がある」(43.0%)と回答した人を合わせると6割以上(63.6%)に上りました。

◆「年収があと最低どのくらいアップして欲しいか?」

全体で最も多かった回答は「50~100万円未満」(32.1%)で、次に「100~200万円未満」(29.7%)が多く、両者を合わせると「50~200万円未満」のアップを希望する人の割合が6割以上(61.8%)を占めました。さらに「50万円未満」、「50~100万円未満」、「100~200万円未満」を合計すると、76.2%の人が「年収の不足額は200万円未満」と感じていることになります。

厳しい雇用情勢下に入った後の調査ですが、前向きに現実を捉え業務に取り組んでいる姿勢が見えます。



Kadota office.com 2010.02

#発行: 2010年2月10日 #編集・構成: Kadota-Office

門田修司法書士行政書士事務所/門田陽子社会保険労務士事務所

ADDRESS: 〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町4-11 伊藤ビル1F

☎ TEL: 022-271-6751 ☎ FAX: 022-271-6758

🌐 URL : <http://www.kadota-office.com/>

✉ mail : info@kadota-office.com

📖 修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

📖 陽子日記: <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>

